

○福岡県田川地区消防組合情報公開条例施行規則

〔平成 24 年 9 月 20 日〕
組 合 規 則 第 6 号

改正 平成 29 年 12 月 27 日組合規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合情報公開条例（平成 24 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(情報開示請求書)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求書は、情報開示請求書（様式第 1 号）により行うものとする。

(情報開示決定通知書等)

第 3 条 条例第 7 条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 情報の全部を開示する旨の決定 情報開示決定通知書（様式第 2 号）
- (2) 情報の一部を開示する旨の決定 情報部分開示決定通知書（様式第 3 号）
- (3) 情報を開示しない旨の決定 情報不開示決定通知書（様式第 4 号）
- (4) 条例第 11 条の規定に基づく開示請求を拒否する旨の決定 情報の存否を明らかにしない決定通知書（様式第 5 号）
- (5) 情報を保有していない旨の決定 情報不存在決定通知書（様式第 6 号）

(情報開示決定期間の延長通知)

第 4 条 条例第 7 条第 4 項の規定による決定期間の延長の通知は、情報開示決定期間延長通知書（様式第 7 号）によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 5 条 条例第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る情報に記録されている第三者に関する情報の内容
- (2) 意見書の提出期限

2 条例第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、情報の開示に係る意見照会書（様式第 8 号）によるものとする。

3 条例第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見書は、情報の開示に係る意見書（様式第 9 号）によるものとする。

4 条例第 13 条第 3 項の規定による通知は、情報を開示決定した旨の通知書（様式第 10 号）によるものとする。

(情報の閲覧等)

第 6 条 情報を閲覧又は視聴する（以下「閲覧等」という。）者は、当該情報を丁寧に取り扱う

とともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反するおそれのある者に対し、当該情報の閲覧又は視聴を中止させ又は禁止することができる。

(費用負担)

第7条 条例第16条第2項の開示情報の写しの交付に要する費用は、別表の掲げるとおりとする。その費用は前納しなければならない。

2 情報の写しの交付において、別表の掲げる開示の方法及び金額により難しい場合は、実費用の範囲内で適当と認める額を徴収するものとする。

3 写しの交付の送付に要する費用については実費とする。

(情報の公開の実施)

第8条 情報の公開を行う場合において、情報の写しを交付するときの交付部数は、請求があった情報1件名につき1部とする。

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第18条の規定による通知は、福岡県田川地区消防組合情報公開審査会諮問通知書(様式第11号)によるものとする。

(施行状況の公表)

第10条 条例第34条の規定による情報公開制度の施行状況の公表は、毎年1回、開示請求の件数、全部開示、部分開示、不開示及び不存在の決定件数、審査請求の件数などの実施状況を取りまとめ、福岡県田川地区消防組合公告式条例(昭和45年条例第9号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して行うものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成29年組合規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

情報の種類	写し等の種別	規 格	金 額
文書、図面又は写真	乾式複写機による 写し（単色刷り）	日本工業規格A列 3番まで	1枚 10円
	乾式複写機による 写し（カラー刷り）	日本工業規格A列 3番まで	1枚 50円
	上記以外の写し		当該写しの作成に 要する費用に相当 する額
電 磁 的 記 録	フロッピーディスク	3.5インチ	1枚 50円
	用紙に出力したもの	日本工業規格A列3 番まで（単色刷り）	1枚 10円
		日本工業規格A列3 番まで（カラー刷り）	1枚 50円
		上記以外のもの	当該写しの作成に 要する費用に相当 する額

- 備考 1 用紙の両面に印刷された文書又は図面については、片面を1枚として算定する。
- 2 乾式複写機による写し（単色刷り）の用紙は、原則として日本工業規格A列3番までのものを用いるものとする。これを超える場合は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

様式第1号（第2条関係）

情報開示請求書

年 月 日

（実施機関）様

請求者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名所及び代表者の氏名）

電話番号 _____

福岡県田川地区消防組合情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求する情報の 件名又は内容	
2 開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
3 請求に係る情報の 開示が公益上必要 がある理由	
※4 受付年月日	年 月 日
※5 主管所属名等	課 係・ 署 係 電話 (内線)
※6 備考	受付印

注1 2の欄は、該当する□にチェックしてください。

2 3の欄は、福岡県田川地区消防組合情報公開条例第10条の規定に該当する情報として開示請求する場合に記入してください。

3 ※印が付されている4から6の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実 施 機 関) 印

年 月 日付で開示請求のあった情報については、福岡県田川地区消防組合情報公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

1 情報の内容		
2 開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場 所	
3 主管所属名等	課 係・ 署 係 電話 (内線)	
4 備 考		

注1 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、あらかじめ主管所属名等へ連絡してください。

2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付で開示請求のあった情報については、福岡県田川地区消防組合情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて情報の開示をすることを決定したので通知します。

1 情報の内容		
2 開示の日時及び場所	日時	午前 年 月 日 時 分 午後
	場所	
3 一部について情報の開示をしない理由	福岡県田川地区消防組合情報公開条例 第8条第 号 に該当	
4 一部について情報の開示をしない理由がなくなる期日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 現在請求に応じられる予定はありません。	
5 主管所属名等	課 係・ 署 係 電話 (内線)	
6 備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

注1 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、あらかじめ主管所属へ連絡してください。

2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第4号（第3条関係）

情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付で開示請求のあった情報については、福岡県田川地区消防組合情報公開条例第7条第3項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

1 情報の内容	
2 開示しない理由	福岡県田川地区消防組合情報公開条例 第8条第 号 に該当
3 開示をしない理由がなくなる期日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 現在請求に応じられる予定はありません。
4 主管所属名等	課 係・ 署 係 電話 (内線)
5 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

様式第5号（第3条関係）

情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実 施 機 関) 印

年 月 日付で開示請求のあった情報については、福岡県田川地区消防組合情報公開条例第11条の規定により、次のとおり情報の存否を明らかにしないことを決定したので通知します。

1 情報の内容	
2 情報の存否を明らかにしない理由	福岡県田川地区消防組合情報公開条例 第8条第 号 に該当
4 主管所属名等	課 係・ 署 係 電話 (内線)
5 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

様式第6号（第3条関係）

情報不存決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実 施 機 関） 印

年 月 日付で開示請求のあった情報については、福岡県田川地区消防組合情報公開条例第12条の規定により、情報の不存決定をしたので通知します。

1 情報の内容	
2 情報が存在しない理由	
3 主管所属名等	課 係・ 署 係 電話 (内線)
4 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

様式第7号（第4条関係）

情報開示決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実 施 機 関） 印

年 月 日付で開示請求のあった情報については、福岡県田川地区消防組合情報公開
条例第7条第4項の規定により、次のとおり開示諾否の決定をする期間を延長したので通知します。

1 情 報 の 内 容	
2 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 決定期間の延長期間	年 月 日まで
4 延 長 の 理 由	
5 主 管 所 属 名 等	課 係・ 署 係 電話 (内線)
6 備 考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
実施機関に対して審査請求をすることができます。

様式第8号（第5条関係）

情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

（実 施 機 関） 印

次の情報の開示請求については、福岡県田川地区消防組合情報公開条例第13条第1項（第2項）の規定により意見を求めますので、情報の開示に係る意見書を 年 月 日までに提出するようお願いいたします。

1 情報の内容	
2 情報に記載されている情報	
3 主管所属名等	課 係・ 署 係 電話 (内線)
4 備考	

提出期限までに情報の開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、情報の開示が行われることがあります。

様式第9号（第5条関係）

情報の開示に係る意見書

年 月 日

（実 施 機 関） 様

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名所及び代表者の氏名）

電話番号 _____

意見照会年月日及び番号	年 月 日 第 号
<p>該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。</p> <p>1 情報を開示されても支障がない。</p> <p>2 情報を開示されると支障がある。 （情報の開示により支障がある部分）</p> <p>理由（2 に該当する場合に記入してください。）</p>	

情報を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

(実 施 機 関) 印

福岡県田川地区消防組合情報公開条例第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

1 情報の内容	
2 情報に記載されている内容	
3 開示を実施する年月日	年 月 日 ()
4 開示決定の種類	年 月 日 () 開示 (部分開示) 決定
5 開示を決定した理由	
6 主管所属名等	課 係・ 署 係 電話 (内線)
7 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

様式第 11 号 (第 9 条関係)

福岡県田川地区消防組合情報公開審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

(実 施 機 関) 印

次の審査請求については、条例第 18 条の規定により、福岡県田川地区消防組合情報公開審査会に諮問したので通知します。

1 審査請求年月日	年 月 日
2 審査請求の対象 となった決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
3 諮問をした年月日	年 月 日 ()
4 主管所属名等	課 係・ 署 係 電話 (内線)
5 備 考	